

龍ヶ崎市文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和59年龍ヶ崎市条例第27号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、龍ヶ崎市文化会館(以下「文化会館」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定め、もって地域社会の芸術文化の向上を図ることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 文化会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
龍ヶ崎市文化会館	龍ヶ崎市馴馬町2612番地

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2 第3項の規定に基づき、文化会館の管理を法人その他の団体であつて、指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。

(開館時間及び休館日)

第4条 文化会館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間及び休館日を変更することができる。

(1) 開館時間 午前9時から午後10時まで

(2) 休館日 毎週月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日以後の直近の休日でない日)及び12月29日から翌年1月3日まで

(使用の許可)

第5条 文化会館を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、指定管理者に申請し、使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。

2 指定管理者は、使用許可をするときに、申請者に対し、管理上必要な条件を付すことができる。

(使用の許可事項の変更)

第6条 前条第1項の規定により文化会館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、前条の規定を準用するものとする。

(使用許可の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号の一に該当するときは、文化会館の使用を許可しないものとする。

(1) 公安、公益を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 文化会館をき損し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。

(3) 集団的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) その他文化会館の管理運営上支障があると認めるとき。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、許可を受けた目的以外に文化会館を使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、使用者が次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

2 指定管理者は、前項の場合において使用者に損害が生じても、その賠償の責めを負わないものとする。

(特別の設備等)

第10条 使用者は、文化会館の使用に当たり特別の設備をし、又は既存の設備を変更するときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用料)

第11条 使用者は、使用許可を受ける際に、別表に定める文化会館の使用に係る料金(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。ただし、使用時間の延長に伴う使用料は、使用の終了後直ちに納付するものとする。

(使用料の減免)

第12条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める率を減額し、又は免除することができる。

(1) 市民又は市民団体が文化活動その他これに類する活動に使用する場合(入場無料のときに限る。) 5割

(2) 市の事業又は指定管理者が市から事業を委託されて使用する場合 10割

(3) 非常災害で避難場所として使用する場合 10割

(4) その他市長が公益上必要と認めた場合 5割又は10割
(使用料の不還付)

第13条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない事由により使用できなかったとき。
- (2) 使用者が規則で定める期間内に当該使用許可の取消し又は変更を申し出たとき。
- (3) その他相当の理由があると認められたとき。

(入場の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号の一に該当する者の入場を拒絶し、又は退場させることができる。

- (1) 他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- (2) 他人に危害を加え、又は秩序若しくは風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (3) 監護を要する幼児又は老人であつて付添人のない者
- (4) その他管理上支障があると認められる者

(広告類の掲示及び物品の販売等の禁止)

第15条 文化会館及びその敷地内においては、無断で広告類の掲示及び配布並びに物品の販売その他これらに類する行為をしてはならない。

(原状回復義務)

第16条 使用者は、文化会館の使用の目的を終了したとき、又は第9条第1項の規定による使用許可の取消し若しくは使用の中止若しくは使用の変更の処分を受けたときは、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者は、使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行し、これに要した費用は市長が使用者から徴収するものとする。

(損害賠償)

第17条 使用者は、文化会館の施設又は附帯設備を損壊し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者が行う業務の範囲等)

第18条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 文化会館の使用許可、取消し及び入場の制限に関すること。
- (2) 文化会館の維持管理に関すること。
- (3) 文化会館を使用した文化振興事業に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者の管理の期間)

第19条 指定管理者が文化会館の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間とする。ただし、再指定を妨げない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、相当な理由があると認める場合は、5年の範囲内で期間を定めることができる。

(市の免責)

第20条 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則に定める使用者の義務の不履行による事故等の責任については、一切の責任を負わない。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定に関して必要な行為は、施行日前においても、第18条及び第19条の規定の例により行うことができる。

3 この条例の施行の際、現に改正前の龍ヶ崎市文化会館の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

付 則(平成20年12月24日条例第39号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成23年3月28日条例第4号)

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

付 則(平成26年3月28日条例第29号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(龍ヶ崎市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第2条の規定による改正後の龍ヶ崎市文化会館の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成29年3月29日条例第6号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(令和元年7月3日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第1条から第5条、第8条、第9条、第11条及び第12条の規定は、公布の日から施行する。

(龍ヶ崎市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の龍ヶ崎市文化会館の設置及び管理に関する条例別表の規定は、適用日以後の使用に係る使用料について適用し、適用日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第11条関係)

文化会館に係る使用料

1 大ホール

使用区分		1時間当たりの使用料	
入場無料のとき		平日	5,230円
		土、日、祝日	6,280円
入場無料で営利宣伝その他これに類する目的の催物		平日	16,750円
		土、日、祝日	20,950円
入場有料のとき	500円以下	平日	8,900円
		土、日、祝日	11,000円
	1,000円以下	平日	11,000円
		土、日、祝日	13,620円
	2,000円以下	平日	13,620円
		土、日、祝日	16,750円
	3,000円以下	平日	16,750円
		土、日、祝日	20,950円
	5,000円以下	平日	20,950円
		土、日、祝日	26,190円
	5,000円超	平日	26,190円
		土、日、祝日	31,420円

2 小ホール

使用区分		1時間当たりの使用料	
入場無料のとき		平日	1,460円
		土、日、祝日	1,670円
入場有料又は営利宣伝その他これに類する目的の催物		平日	3,660円
		土、日、祝日	4,710円

3 ホール以外の部屋

使用区分		1時間当たりの使用料	
大ホール	楽屋(1室当たり)	310円	
	主催者事務室	470円	
	リハーサル室	1,250円	
和室(1室当たり)		730円	
小会議室		570円	
大ホールのステージのみ(入場無料の場合に限る。)		平日	1,570円
		土、日、祝日	1,880円

4 冷暖房

使用区分	1時間当たりの使用料
------	------------

大ホール	3,660円
小ホール	1,250円
楽屋、リハーサル室等(1室当たり)	310円

5 附属設備

施設の種類	使用料
舞台設備 照明設備 音響設備 その他	種類又は品目ごとに規則で定める。

備考

- 1 小ホール及び小会議室の使用料は、定置外椅子の使用も含む。
- 2 有料とは、入場料その他会員券、整理券及びこれらに類する料金を徴収する場合をいう。この場合において、使用料は、1人当たりの最高の料金(消費税を含む。)を基準に算定し、徴収する。
- 3 休館日に文化会館を使用する場合の使用料は、土、日、祝日の使用料に準ずる。